別紙様式第９号(2)　（第205条第５項第３号）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度　（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名

所在地

目　　次

第１　事業概況書
　１　事業の概要
　２　子会社等の状況
第２　連結財務諸表
　１　連結財務諸表の作成方針
　２　連結貸借対照表
　３　連結損益計算書
　４　連結注記表
　５　連結キャッシュ・フロー計算書
　６　連結剰余金計算書

（記載上の注意）
１　連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
２　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
３　連結業務報告書の各様式に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第１　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　事業概況書

１　事業の概要

（記載上の注意）

連合会及びその子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第３項及び第100条第３項において準用する法第58条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　子会社等の状況

区　　分	前　期　末	当　期　末	増　減（△）
子　会　社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合　　計			

（記載上の注意）

１　子会社は法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第２項に規定する子会社を、子法人等は第206条第１号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第２号に規定する関連法人等をいう。

２　子会社等に該当するものは、全て記載すること。

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

（１）連結の範囲に関する事項

（２）持分法の適用に関する事項

（３）連結される子会社等の事業年度等に関する事項

（４）のれんの償却に関する事項

（５）利益処分項目等の取扱いに関する事項

２　連結貸借対照表

（　　年　　月　　日現在）

（単位：千円）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
１　流動資産		１　流動負債	
(1)　現金・預け金		(1)　支払手形	
(2)　有価証券		(2)　経済事業未払金	
(3)　受取手形		(3)　短期借入金	
(4)　経済事業未収金		(4)　経済事業雑負債	
(5)　経済事業雑資産		(5)　未払法人税等	
(6)　棚卸資産		(6)　諸引当金	
(7)　その他の流動資産		(7)　繰延税金負債	
(8)　繰延税金資産		(8)　その他の流動負債	
(9)　貸倒引当金	△	２　固定負債	
２　固定資産		(1)　長期借入金	
(1)　有形固定資産		(2)　受入保証金	
減価償却資産		(3)　長期金銭債務	
減価償却累計額	△	(4)　諸引当金	
土地		(5)　退職給付に係る負債	
建設仮勘定		(6)　長期繰延税金負債	
(2)　無形固定資産		(7)　その他の固定負債	
のれん		負債の部合計	
(3)　外部出資その他の資産		（純資産の部）	
外部出資		１　会員資本	
投資有価証券		(1)　出資金	
長期前払費用		(2)　資本剰余金	
退職給付に係る資産		(3)　利益剰余金	
長期繰延税金資産		(4)　処分未済持分	△
貸倒引当金	△	(5)　子会社の所有する親連合会出資金	△
その他の固定資産		２　評価・換算差額等	
		(1)　その他有価証券評価差額金	
		(2)　繰延ヘッジ損益	
		(3)　退職給付に係る調整累計額	
		３　非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
2　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　連結損益計算書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
1　事業総利益（又は事業総損失）		××××××
(1)　購買事業収益	××××	
購買品供給高	×××	
購買受入手数料	×××	
その他の収益	×××	
(2)　購買事業直接費	××××	
購買品供給原価	×××	
購買供給費	×××	
その他の費用	×××	
購買事業総利益（又は購買事業総損失）		××××××
(3)　販売事業収益	××××	
販売品販売高	×××	
受託販売手数料	×××	
その他の収益	×××	
(4)　販売事業直接費	××××	
販売品販売原価	×××	
販売費	×××	
その他の費用	×××	
販売事業総利益（又は販売事業総損失）		××××××
(5)　その他の事業の収益	××××	
(6)　その他の事業の直接費用	××××	
2　事業管理費		××××××
(1)　人件費	××××	
(2)　その他の事業管理費	××××	
事業利益（又は事業損失）		××××××
3　事業外収益		××××××
(1)　受取利息	××××	
(2)　受取出資配当金	××××	
(3)　その他の事業外収益	××××	
4　事業外費用		××××××
(1)　支払利息	××××	
(2)　その他の事業外費用	××××	
経常利益（又は経常損失）		××××××
5　特別利益		××××××
(1)　固定資産処分益	××××	
(2)　負ののれん発生益	××××	
(3)　その他の特別利益	××××	
6　特別損失		××××××
(1)　固定資産処分損	××××	
(2)　減損損失	××××	
(3)　前期損益修正損	××××	
(4)　その他の特別損失	××××	
税金等調整前当期利益 （又は税金等調整前当期損失）		××××××

法人税、住民税及び事業税	××××××
法人税等調整額	××××××
当期利益 （又は当期損失）	××××××
非支配株主に帰属する当期利益 （又は非支配株主に帰属する当期損失）	××××××
当期純利益 （又は当期純損失）	××××××

（記載上の注意）

1　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で事業収益若しくは事業外収益又は事業直接費若しくは事業外費用に重要な影響を及ぼさないものは、事業収益若しくは事業外収益又は事業直接費若しくは事業外費用に記載することができるものとする。

2　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　連結注記表

（記載上の注意）

以下の項目に付き、注記事項の欄に第５章第３節第５款に規定する事項について記載すること。また、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その際の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

項　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬（びゅう）の訂正に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	

5　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー 事業収入 原材料又は商品の仕入れによる支出 人件費の支出 事業分量配当金の支払額 その他の事業支出	
小　　計	
利息及び配当金の受取額 利息の支払額 ・・・・・・・・・・ 法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 投資有価証券の取得による支出 投資有価証券の売却による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 ・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 短期借入金の返済による支出 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資配当金の支払額 ・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	

7　現金及び現金同等物の期末残高	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期利益 （又は税金等調整前当期損失） 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増減額（△は減少） 受取利息及び受取出資配当金 支払利息 有形固定資産処分損益（△は益） 売上債権の増減額（△は増加） 棚卸資産の増減額（△は増加） 仕入債務の増減額（△は減少） 事業分量配当金の支払額 ・・・・・・・・・・	
小　　計	
利息及び配当金の受取額 利息の支払額 ・・・・・・・・・・ 法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 投資有価証券の取得による支出 投資有価証券の売却による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 ・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 短期借入金の返済による支出 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資配当金の支払額 ・・・・・・・・・・	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

3　現金及び現金同等物の範囲について、記載すること。

6　連結剰余金計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：千円）

科目	金額
（資本剰余金の部）	
1　資本剰余金期首残高	××××××
2　資本剰余金増加高	××××××
・・・	×××××
3　資本剰余金減少高	××××××
・・・	×××××
4　資本剰余金期末残高	××××××
（利益剰余金の部）	
1　利益剰余金期首残高	××××××
2　利益剰余金増加高	××××××
当期剰余金	×××××
・・・	×××××
3　利益剰余金減少額	××××××
配当金	×××××
・・・	×××××
4　利益剰余金期末残高	××××××

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。